

北海道特別職報酬等審議会条例（昭和40年12月25日北海道条例第50号）

（設置）

第1条 議会の議員の議員報酬等並びに知事、副知事、北海道教育委員会教育長及び北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号）第1条第1号から第11号までに掲げる特別職の職員の給料及び報酬等の公正を確保するため、知事の附属機関として、北海道特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- （1） 議会の議員の議員報酬及び期末手当に関すること。
- （2） 知事、副知事及び北海道教育委員会教育長の給料並びに期末手当及び退職手当に関すること。
- （3） 北海道特別職職員の給与等に関する条例第1条第3号及び第7号に掲げる特別職の職員のうち常勤の委員の給料及び期末手当に関すること。
- （4） 北海道特別職職員の給与等に関する条例第1条第1号から第11号までに掲げる特別職の職員のうち非常勤の委員の報酬に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第6条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

（会長への委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。